

別記第3号様式

意見公募（パブリックコメント）の結果

○件名 第2次勝浦市障害者計画及び第2期勝浦市障害福祉計画（原案）について

○意見等の募集期間 平成21年2月17日～平成21年3月17日

○意見等の受付件数 6件

1 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載します。

（1）発達障害児施策についての意見

番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
1	<p>3歳児健診において、発達障害の有無の確認が十分行えるような健診項目の設定や専門医師、専門職員の配置をお願いしたい。</p> <p>また、健診により発達障害が疑われる子供に対し、適切な医療機関や療育機関の紹介など、専門職員による相談支援体制を整備してもらいたい。</p>	<p>3歳児健康診査においては、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、管理栄養士などの専門職を配置し、児の身体面の障害だけでなく、平成18年度より問診票に発達障害に関するスクリーニング項目を追加し、該当する者への継続支援を実施することで発達障害などの早期発見・早期対応に努めております。</p> <p>今後も発達障害などの早期発見に努め、保健所等の専門機関と連携し、支援体制の整備を図ってまいります。</p>
2	<p>夷隅地区には、障害児が通所できる療育機関がなく、圏外の施設へ通所しているため、非常に大きな負担となっている。ぜひ夷隅圏内に障害児を対象とした通所や一時預かりのできる療育施設を整備してもらいたい。</p>	<p>夷隅地区に障害児の療育機関が整備されていないことは、夷隅圏域内共通の懸案事項であります。</p> <p>この課題に対しては、2市2町の障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場である夷隅地区自立支援協議会で継続的に協議し、民間事業者の新規参入促進や既存施設等の有効活用等を検討してまいります。</p>

3	<p>学校の特別支援教育に関して、発達障害の特性や教育方法について各教員が十分な知識と理解を持つよう図り、専門職員の採用や増員もお願いしたい。また、外部の専門機関による特別支援教育の検証や指導を行う施策の推進も必要である。</p>	<p>夷隅地区では、すべての障害のある幼児児童生徒の教育に対する支援体制を促進するため、夷隅地区特別支援連携協議会を設置しています。その活動として、小中学校の教職員向けの基本的な研修や、特別支援教育コーディネーターへの専門的な研修等、すべての教職員が障害を持った児童生徒に対応できるような研修を行い、教職員の資質の向上を図っています。</p> <p>また、要請のあった学校へ専門的な知識を持った巡回相談員が訪問し、指導・助言を行っています。</p> <p>夷隅地区特別支援連携協議会についてはリーフレットを作成し配付を行っているが、より一層の啓発を行い、浸透を図ってまいります。</p> <p>特別支援学級における教育方法等についての外部の専門家による検討については、県教育庁東上総教育事務所の指導室が各小中学校を計画的に訪問し、指導内容や指導方法、校内体制の整備等についての指導が行われています。</p> <p>また、学校が要請した場合にも専門的な知識を持った指導主事が派遣され、指導・助言を受けられる支援体制も確立しています。</p>
4	<p>発達障害など、一般的に障害の有無が理解されにくいことからいじめの対象になるなどの社会的問題があるため、学校教育において、発達障害児に関する理解を深めるための施策をお願いしたい。</p>	<p>いじめの問題については、道徳の授業の中で「相手のことを思いやり、進んで親切にする。」(3・4学年)、「だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。」(5・6学年)等の内容を指導していますが、発達障害児が特にいじめの対象となることがないように指導の改善に努めてまいります。</p>

5	<p>発達障害児の療育に関しては、幼児期における療育が重要であるため、保育所や幼稚園において、職員が専門的な知識を習得し、適切な保育等が実施できる施策をお願いしたい。</p>	<p>保育所における障害を持った児童の受け入れに関しては、現在7か所すべての保育所で実施しており、保育士の加配を行うように努めています。また、職員の質の向上を図るため研修等にも参加するように心掛けています。</p>
---	---	---

(2) 施策の体系についての意見

番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
6	<p>第4章第2節の「2. 地域における療育体制の整備」と「3. 療育体制の整備」の違いがよくわかりません。</p>	<p>勝浦市障害者計画の基本理念である「ノーマライゼーション社会の構築」の考え方に基づき、「2. 地域における療育体制の整備」については、特に地域における支援体制の整備を目指した行政運営の姿勢を示したものであります。</p>

2. 寄せられた意見を考慮しましたが、原案の修正は行いませんでした。

※ 勝浦市情報公開条例第6条に規定する公開しないことが開示することができない、情報、政策等の策定に係わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、掲載を省略することがあります。

○ 問い合わせ先 勝浦市役所 福祉課 福祉係